

2025年12月15日

株主各位

東京都台東区上野五丁目7番11号

株式会社アーリーワークス

代表取締役 小林 聖

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する予定です。

そのため、当社は、取締役会において、臨時株主総会招集のための基準日設定について、下記のとおり決議しましたのでお知らせします。

なお、本臨時株主総会は、2025年10月30日の基準日設定の公告にかかる臨時株主総会の後に、当該臨時株主総会とは別に開催を予定しているものです。

記

- 当社は、2025年12月30日を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主とします。なお、本臨時株主総会の開催が延期された場合には、本基準日の効力が及ぶ限りにおいて、本基準日の最終の株主名簿上の株主をもって、延期して開催される臨時株主総会において議決権を行使できる株主とします。
- 本臨時株主総会の開催場所、付議議案等の詳細については、決定次第お知らせします。なお、開催は基準日より3箇月以内を予定しております。

以上